令和７年度
広域クリーンセンター大田原
焼却施設点検修繕工事

発注仕様書

令和７年６月

那須地区広域行政事務組合

目　　次

第１章　総　　則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
第１節　計画概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
　１　一般概要・・１
　２　工 事 名・・１
　３　施設規模・・１
　４　工事箇所・・１
　５　工　　期・・１
　６　全体計画・・１
　７　特記事項・・２
第２節　既存施設要目・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３
【ごみ焼却施設】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３
　１　炉数・・３
　２　炉形式・・・３
　３　燃焼ガス冷却方式・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３
　４　稼働時間・・３
　５　設備方式・・３
　６　焼却条件・・３
　７　処理フロー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３
第３節　計画条件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５
　１　計画上の主要条件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５
　２　立地条件・・５
　３　法令の遵守・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５
　４　ごみ質・・・７
　５　運転実績・・７
第４節　環境基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０
　１　公害防止条件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０
　２　環境保全・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１
　３　安全衛生管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１
　４　現状の排ガス・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２
第５節　施設機能の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３
　１　適用範囲・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３
　２　疑義・・・１３
　３　変更・・・１３
　４　性能と規模・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３
第６節　工事範囲・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３
第７節　材料及び機器・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１４
第８節　試運転及び保証事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１４

１　試運転・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１４
２　保証事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１４
第９節　保証期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１５
第10節　提出図書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１５
１　関係官庁届出書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１５
２　工事関係図書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１５
３　完成図書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１６

第２章　工事仕様・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１７
第１節　共通仕様・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１７
１　各設備共通事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１７
２　安全対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１８
３　作業環境の維持・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１８
４　防災対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１９
５　機器の設置条件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１９
６　その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１９
第２節　設備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２０
１　受入供給設備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２０
２　燃焼設備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２０
３　排ガス処理設備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２１
４　通風設備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２１
５　排水処理設備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２２
６　雑設備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２２

第１章　総　　則

本仕様書は、那須地区広域行政事務組合（以下、「本組合」という。）が発注する広域クリーンセンター大田原焼却施設点検修繕工事（以下、「本工事」という。）に適用するものとする。

第１節　計画概要

１　一般概要

廃棄物処理施設は、施設を構成する設備、機器や部材が高温、多湿や腐食性雰囲気に暴露され、機械的な運動により摩耗しやすい状況下において稼働することが多いため、性能低下や摩耗の進行が速く、施設全体としての耐用年数が短いと見なされている。

このため、日常の適正な運転管理と毎年の定期点検整備、適時の延命化対策を実施することにより、施設の延命化を図ることを目的としている。

２　工事名

広域クリーンセンター大田原焼却施設点検修繕工事

３　施設規模

全連続燃焼式ストーカ炉　120t/24h　（60t/24h×2 炉）

燃焼ガス冷却用ボイラー併設（日立造船株式会社製、経済産業省管轄）

蒸気タービン発電機　定格出力 1,400kW×1 基

４　工事箇所

栃木県大田原市若草１丁目 1484-2

那須地区広域行政事務組合　広域クリーンセンター大田原

５　工期

着　工　　契約締結日から

完　成　　令和８年３月 23 日

６　全体計画

計画にあたっては、維持管理が容易で安全に作業ができるよう施工し、計画時の能力を十分に発揮できるものとする。また、地域の環境特性及び関連施設の計画も十分に把握し、さらに周辺環境との調和を図るものとする。

また、本工事については、広域クリーンセンター大田原ボイラー等定期点検修繕工事と並行して実施するため、ボイラー等定期点検修繕工事請負業者及び広域クリーンセンター大田原の運転維持管理業務を行うものとの間において連絡調整等を密に取り合い、齟齬が生じないような工事の進捗に努めるものとする。なお、不明な点については、本組合と必ず協議すること。

7　特記事項

（1）全停止期間

本工事は原則として、稼働しながら行うものとする。工事の都合上、全停止期間が生じることがあれば、これが極力短くなるように工程、工法等を工夫する。

（2）既存設備の移設

施工上、既存の設備、装置、機器が障害となる場合は、本組合の承諾を得てこれを撤去または移設してもよいものとする。なお、その費用については受注者の責任と負担で行うこととする。

（3）各種業務の検査・確認・立合い（現場検査）

施工状況によっては、現場において検査を行う。

第２節　既存施設要目

【１】ごみ焼却施設

１　施設規模

焼却能力　120t/24h　（60t/24h×2 炉）

燃焼ガス冷却用ボイラー併設（日立造船株式会社製、経済産業省管轄）

蒸気タービン発電機　定格出力 1,400kW×1 基

２　炉形式

デ・ロール式連続焼却炉

３　燃焼ガス冷却方式

排熱ボイラー方式

４　稼働時間

1 日 24 時間運転

５　設備方式

受入供給設備

燃焼設備

燃焼ガス冷却設備

排ガス処理設備

余熱利用設備

通風設備

灰出し設備

６　焼却条件

（１）炉内温度

燃焼室ガス温度　900℃以上

（２）上記燃焼温度での二次燃焼室におけるガス滞留時間　2 秒以上

（３）一酸化炭素濃度（煙突出口）　30ppm 以下：排ガス（乾き）
酸素 12％換算 4 時間平均値

（４）焼却残渣の熱灼減量　3％以下

（５）バグフィルタ入口温度　180℃以下

７　処理フロー

ごみ焼却施設の処理フローを次に明示する。

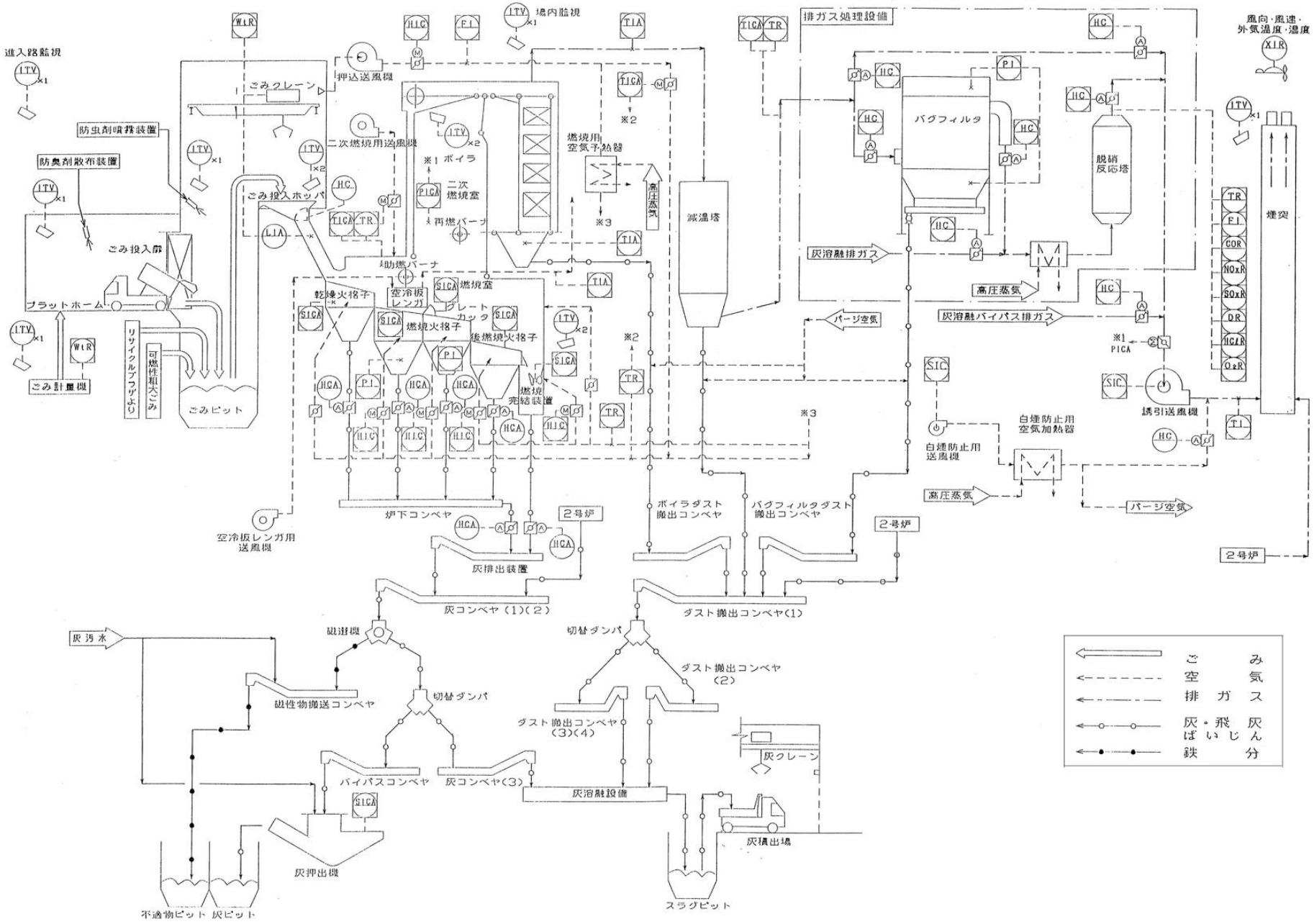
進入路監視
防虫剤噴霧装置
防臭剤散布装置
ごみ投入口
プラットホーム
ごみ計量機
リサイクルプラザより
可燃性粗大ごみ
ごみピット
ごみクレーン
ごみ投入ホッパ
押込送風機
二次燃焼用送風機
場内監視
ボイラ
二次燃焼室
再燃バーナ
助燃バーナ
燃焼用空気予熱器
高圧蒸気
減温塔
乾燥火格子
空冷板レンガ
燃焼室
グレートカット
燃焼火格子
後燃焼火格子
燃焼完結装置
炉下コンベヤ
空冷板レンガ用送風機
2号炉
灰排出装置
灰コンベヤ（1）（2）
ボイラダスト搬出コンベヤ
バグフィルタダスト搬出コンベヤ
ダスト搬出コンベヤ(1)
ダスト搬出コンベヤ（2）
ダスト搬出コンベヤ（3）（4）
灰汚水
磁選機
磁性物搬送コンベヤ
切替ダンパ
バイパスコンベヤ
灰コンベヤ(3)
灰溶融設備
灰クレーン
灰積出場
灰押出機
不適物ピット
灰ピット
スラグピット
排ガス処理設備
バグフィルタ
脱硝反応塔
灰溶融排ガス
灰溶融バイパス排ガス
バージ空気
白煙防止用空気加熱器
白煙防止用送風機
誘引送風機
煙突
風向・風速・外気温度・湿度
ごみ
空気
排ガス
灰・飛灰
ばいじん
鉄分

第３節　計画条件

１　計画上の主要条件

本工事にあたって受注者は、本仕様書及び関連法規を遵守するとともに、特に次の点に留意して設計及び施工を行うこと。

（１）ごみ焼却施設は、工事等により１炉が停止状態であっても他炉の運転が可能であること。ただし、全停止期間は除く。

（２）本工事の内容は、受注者の同等施設の工事実績を考慮して進めること。

（３）更新する各機器の能力は、長期連続運転（3 か月以上）が可能であるものとし、十分余裕を持たせること。

（４）焼却施設の点検、整備等における作業効率性、安全性、衛生面には、十分配慮すること。

（５）騒音、振動等が著しい機器（送風機・コンプレッサ・油圧ユニット・冷却塔・発電機等）に対しては、十分な防止対策を施すこと。

（６）緊急時には、安全な状態に速やかに移行できるシステムとすること。また、停電等からの復電時には、安全確認後、速やかに復帰できるようにすること。

２　立地条件

（１）用水　　プラント用水は、既設水供給設備より供給

（２）下水道　　あり（プラント水はクローズド）

（３）電力　　電力は東京電力エナジーパートナー株式会社より供給
（取合点は敷地内第１柱）

３　法令の遵守

（１）本工事を施工するにあたっては、関係法令、環境省指導による廃棄物処理施設計画設計上の注意事項を十分遵守すること。

（２）関係法令等

以下に示す法令、基準、規格及び指針等を満足すること。

ア　環境基本法
イ　大気汚染防止法
ウ　水質汚濁防止法
エ　騒音規制法
オ　振動規制法
カ　悪臭防止法
キ　ダイオキシン類対策特別措置法
ク　廃棄物の処理及び清掃に関する法律
ケ　建築基準法
コ　厚生省ごみ処理施設性能指針（生衛発第 1572 号）

サ　ダイオキシン類発生防止等ガイドライン（平成 9 年 1 月衛環第 21 号）
シ　県公害防止条例
ス　工業用水法
セ　水道法
ソ　浄化槽法
タ　その他関係法令

1　ごみ質

現状のごみ質は以下のとおりである。なお必要があれば、受注者において現在のごみ質の分析を行い、設計の参考とすること。

令和４（2022）年度

測定月日			６月３日	９月２日	12月２日	３月３日
種類組成	紙類	(%)	45.7	34.0	51.6	34.8
	布類	(%)	6.1	12.2	2.8	4.9
	ビニール・合成樹脂・ゴム・皮革類	(%)	26.1	22.1	18.8	39.8
	木・竹・わら類	(%)	11.3	19.5	15.3	11.0
	ちゅう芥類	(%)	5.0	4.5	5.9	5.8
	不燃物類	(%)	0.6	4.6	1.7	0.4
	その他	(%)	5.2	3.1	3.9	3.3
単位容積重量		(kg/m^3)	196	289	278	178
三成分	水分	(%)	38.6	41.9	53.6	41.9
	灰分	(%)	6.9	6.2	4.7	4.2
	可燃分	(%)	54.5	51.9	41.7	53.9
低位発熱量	推定値	(kJ/kg)	9,290	8,720	6,510	9,100
	推定値	(kcal/kg)	2,220	2,080	1,550	2,170

令和５（2023）年度

測定月日			６月２日	９月１日	12月８日	３月１日
種類組成	紙類	(%)	33.9	34.5	42.1	31.6
	布類	(%)	19.8	2.7	2.3	5.5
	ビニール・合成樹脂・ゴム・皮革類	(%)	24.8	46.7	24.4	27.4
	木・竹・わら類	(%)	9.1	4.8	17.5	10.4
	ちゅう芥類	(%)	9.9	7.0	7.3	13.2
	不燃物類	(%)	0.8	1.4	1.3	6.5
	その他	(%)	1.7	2.9	5.1	5.4
単位容積重量		(kg/m^3)	222	222	167	284
三成分	水分	(%)	39.5	41.5	36.0	54.3
	灰分	(%)	4.0	6.2	6.9	7.2
	可燃分	(%)	56.5	52.3	57.1	38.5
低位発熱量	推定値	(kJ/kg)	9,650	8,810	9,850	5,890
	推定値	(kcal/kg)	2,310	2,100	2,350	1,410

令和６（2024）年度

測定月日			６月７日	９月６日	12月６日	３月７日
種類組成	紙類	(%)	41.5	40.0	50.2	51.7
	布類	(%)	3.1	2.5	3.8	1.0
	ビニール・合成樹脂・ゴム・皮革類	(%)	24.3	23.3	26.0	31.5
	木・竹・わら類	(%)	10.4	18.6	3.8	3.3
	ちゅう芥類	(%)	4.5	7.3	13.3	9.8
	不燃物類	(%)	7.1	3.3	0.2	0.8
	その他	(%)	9.1	5.0	2.7	1.9
単位容積重量		(kg/m^3)	222	267	244	189
三成分	水分	(%)	30.0	47.5	50.0	43.5
	灰分	(%)	14.8	7.0	5.3	4.9
	可燃分	(%)	55.2	45.5	44.7	51.6
低位発熱量	推定値	(kJ/kg)	9,640	7,370	7,160	8,620
	推定値	(kcal/kg)	2,300	1,760	1,710	2,060

2　運転実績

ごみ焼却施設の運転実績は、運転実績１及び運転実績２に示す。

運転実績１

年	月	可燃物搬入量	ごみ焼却量			稼働日数		日平均焼却量			稼働時間			時間平均焼却量		
		(t)	1号炉 (t)	2号炉 (t)	合計 (t)	1号炉 (日)	2号炉 (日)	1号炉 (t/日)	2号炉 (t/日)	合計 (t/日)	1号炉 (h)	2号炉 (h)	合計 (h)	1号炉 (t/h)	2号炉 (t/h)	合計 (t/h)
令和4年度	4	2,199.54	1,584.85	1,576.72	3,161.57	30	30	52.83	52.56	105.39	720.00	720.00	1,440.00	2.20	2.19	2.20
	5	2,513.91	1,114.99	1,117.25	2,232.24	22	22	50.68	50.78	101.47	505.00	505.00	1,010.00	2.21	2.21	2.21
	6	2,252.19	1,598.70	1,189.42	2,788.12	30	23	53.29	51.71	105.00	720.00	537.00	1,257.00	2.22	2.21	2.22
	7	2,386.14	713.05	1,012.21	1,725.26	14	19	50.93	53.27	104.21	314.00	448.00	762.00	2.27	2.26	2.26
	8	2,852.01	1,716.92	1,705.17	3,422.09	31	31	55.38	55.01	110.39	744.00	744.00	1,488.00	2.31	2.29	2.30
	9	2,452.71	1,626.19	1,288.41	2,914.60	30	25	54.21	51.54	105.74	720.00	577.00	1,297.00	2.26	2.23	2.25
	10	2,319.90	100.74	1,403.11	1,503.85	2	27	50.37	51.97	102.34	43.00	634.00	677.00	2.34	2.21	2.22
	11	2,258.98	1,220.68	5.75	1,226.43	24	1	50.86	5.75	56.61	556.00	4.00	560.00	2.20	1.44	2.19
	12	2,320.50	1,612.03	1,611.68	3,223.71	31	31	52.00	51.99	103.99	744.00	744.00	1,488.00	2.17	2.17	2.17
	1	2,157.79	1,397.36	1,345.29	2,742.65	28	27	49.91	49.83	99.73	654.00	630.00	1,284.00	2.14	2.14	2.14
	2	1,825.36	1,094.86	753.95	1,848.81	22	15	49.77	50.26	100.03	505.00	345.00	850.00	2.17	2.19	2.18
	3	2,248.29	1,610.42	1,089.69	2,700.11	31	22	51.95	49.53	101.48	744.00	512.00	1,256.00	2.16	2.13	2.15
合計		27,787.32	15,390.79	14,098.65	29,489.44	295	273	—	—	—	6,969.00	6,400.00	13,369.00	—	—	—
平均		2,315.61	1,282.57	1,174.89	2,457.45	25	23	51.85	47.85	99.70	580.75	533.33	1,114.08	2.22	2.14	2.21
令和5年度	4	2,121.10	1,550.34	698.03	2,248.37	30	14	51.68	49.86	101.54	720.00	328.00	1,048.00	2.15	2.13	2.15
	5	2,454.62	1,604.65	1,618.38	3,223.03	31	31	51.76	52.21	103.97	744.00	744.00	1,488.00	2.16	2.18	2.17
	6	2,285.47	491.56	1,584.27	2,075.83	10	30	49.16	52.81	101.97	226.00	720.00	946.00	2.18	2.20	2.19
	7	2,391.96	1,310.92	1,544.74	2,855.66	27	31	48.55	49.83	98.38	640.00	744.00	1,384.00	2.05	2.08	2.06
	8	2,692.03	1,538.41	1,492.17	3,030.58	31	31	49.63	48.13	97.76	744.00	744.00	1,488.00	2.07	2.01	2.04
	9	2,298.94	1,133.44	1,086.93	2,220.37	24	24	47.23	45.29	92.52	538.00	553.00	1,091.00	2.11	1.97	2.04
	10	2,391.12	0.00	1,274.66	1,274.66	0	26	0.00	49.03	49.03	0.00	609.00	609.00	0.00	2.09	2.09
	11	1,687.11	1,290.76	0.00	1,290.76	25	0	51.63	0.00	51.63	577.00	0.00	577.00	2.24	0.00	2.24
	12	2,176.60	1,465.06	1,251.57	2,716.63	29	26	50.52	48.14	98.66	679.00	599.00	1,278.00	2.16	2.09	2.13
	1	2,162.13	1,608.41	1,560.80	3,169.21	31	31	51.88	50.35	102.23	744.00	744.00	1,488.00	2.16	2.10	2.13
	2	2,068.98	1,305.39	1,439.12	2,744.51	26	29	50.21	49.62	99.83	609.00	744.00	1,353.00	2.14	1.93	2.03
	3	2,017.46	645.24	802.00	1,447.24	14	18	46.09	44.56	90.64	328.00	409.00	737.00	1.97	1.96	1.96
合計		26,747.52	13,944.18	14,352.67	28,296.85	278	291	—	—	—	6,549.00	6,938.00	13,487.00	—	—	—
平均		2,228.96	1,162.02	1,196.06	2,358.07	23	24	45.69	44.98	90.68	545.75	578.17	1,123.92	1.95	1.89	2.10
令和6年度	4	2,633.53	1,501.93	1,448.98	2,950.91	30	30	50.06	48.30	98.36	720.00	720.00	1,440.00	2.09	2.01	2.05
	5	2,649.73	1,482.71	1,300.46	2,783.17	29	27	51.13	48.17	99.96	677.00	641.00	1,318.00	2.22	2.03	2.11
	6	2,281.59	1,154.23	1,368.48	2,522.71	23	28	50.18	48.87	113.34	510.00	659.00	1,169.00	2.91	2.08	2.16
	7	2,682.65	1,772.66	1,682.92	3,455.58	31	31	57.18	54.29	91.52	744.00	744.00	1,488.00	1.55	2.26	2.32
	8	2,785.05	1,002.08	1,423.40	2,425.48	18	26	55.67	54.75	153.23	409.00	614.00	1,023.00	4.33	2.32	2.37
	9	2,273.63	1,684.92	1,329.24	3,014.16	30	26	56.16	51.12	84.53	720.00	601.00	1,321.00	1.39	2.21	2.28
	10	2,301.91	1,012.57	19.23	1,031.80	20	1	50.63	19.23	19.23	465.00	11.00	476.00	0.00	1.75	2.17
	11	2,149.54	1,497.02	1,526.47	3,023.49	30	30	49.90	0.00	33.75	712.00	720.00	1,432.00	1.42	0.00	2.11
	12	2,126.73	1,299.25	1,654.19	2,953.44	25	31	51.97	53.36	105.33	585.00	744.00	1,329.00	2.22	2.22	2.22
	1	2,055.22	318.36	1,619.03	1,937.39	7	31	45.48	52.23	97.71	145.00	744.00	889.00	2.20	2.18	2.18
	2	1,751.05	823.75	1,139.39	1,963.14	16	23	51.48	49.54	101.02	376.00	529.00	905.00	2.19	2.15	2.17
	3	2,243.97	1,194.01	1,169.93	2,363.94	24	24	49.75	48.75	98.50	553.00	553.00	1,106.00	2.16	2.12	2.14
合計		27,934.60	14,743.49	15,681.72	30,425.21	283	308	—	—	—	6,616.00	7,280.00	13,896.00	—	—	—
平均		2,327.88	1,228.62	1,306.81	2,535.43	24	26	47.32	44.05	91.37	551.33	606.67	1,158.00	2.06	1.94	2.19

運転実績２

年	月	焼却量	灰出し量			灯油使用量	消石灰使用量	水道使用量	発電電力量	電力使用量	焼却ごみ１ｔ当たりの諸数値				
			飛灰固化物	焼却灰	合計						灰出し量	灯油使用量	消石灰使用量	水道使用量	電力使用量
		(t)	(t)	(t)	(t)	(ℓ)	(kg)	(㎥)	(kWh)	(kWh)	(kg/t)	(ℓ/t)	(kg/t)	(㎥/t)	(kWh/t)
令和4年度	4	3,161.57	96.47	197.15	293.62	43	30,650.0	1,403	593,540	411,520	92.87	0.01	9.69	0.44	130
	5	2,232.24	99.88	216.80	316.68	4,529	30,990.0	1,002	451,500	397,454	141.87	2.03	13.88	0.45	178
	6	2,788.12	117.76	228.35	346.11	433	20,320.0	1,297	552,870	414,408	124.14	0.16	7.29	0.47	149
	7	1,725.26	64.67	89.82	154.49	5,495	20,290.0	889	346,020	406,781	89.55	3.19	11.76	0.52	236
	8	3,422.09	142.74	252.69	395.43	284	30,640.0	1,568	660,340	450,740	115.55	0.08	8.95	0.46	132
	9	2,914.60	102.25	195.77	298.02	3,295	20,140.0	1,315	606,160	415,510	102.25	1.13	6.91	0.45	143
	10	1,503.85	84.23	139.20	223.43	1,006	20,670.0	796	343,210	385,028	148.57	0.67	13.74	0.53	256
	11	1,226.43	45.42	74.10	119.52	6,455	10,160.0	802	284,260	356,665	97.45	5.26	8.28	0.65	291
	12	3,223.71	104.98	200.19	305.17	21	30,640.0	1,419	690,430	424,630	94.66	0.01	9.50	0.44	132
	1	2,742.65	111.54	186.05	297.59	4,719	19,950.0	1,302	589,310	415,862	108.50	1.72	7.27	0.47	152
	2	1,848.81	70.33	178.74	249.07	2,961	29,510.0	935	404,110	358,515	134.72	1.60	15.96	0.51	194
	3	2,700.11	89.72	181.07	270.79	2,116	20,180.0	1,275	582,280	407,236	100.29	0.78	7.47	0.47	151
合計		29,489.44	1,129.99	2,139.93	3,269.92	31,357	284,140.0	14,003	6,104,030	4,844,349	—	—	—	—	—
平均		2,457.45	94.17	178.33	272.49	2,613	23,678.3	1,167	525,233	403,696	112.54	1.39	10.06	0.49	179
令和5年度	4	2,248.37	68.49	180.07	248.56	43	17,460.2	1,044	507,930	382,877	110.55	0.02	7.77	0.46	170
	5	3,223.03	85.17	217.56	302.73	4,529	24,917.4	1,420	686,580	415,745	93.93	1.41	7.73	0.44	129
	6	2,075.83	99.43	201.77	301.20	433	16,049.0	1,006	459,550	377,872	145.10	0.21	7.73	0.48	182
	7	2,855.66	81.61	181.24	262.85	5,495	22,506.3	1,324	649,390	417,406	92.05	1.92	7.88	0.46	146
	8	3,030.58	106.76	226.31	333.07	284	24,049.2	1,385	672,720	427,403	109.90	0.09	7.94	0.46	141
	9	2,220.37	96.89	176.83	273.72	3,295	18,495.1	1,202	499,030	383,005	123.28	1.48	8.33	0.54	172
	10	1,274.66	83.23	136.92	220.15	1,006	10,453.3	862	286,010	374,954	172.71	0.79	8.20	0.68	294
	11	1,290.76	37.23	87.57	124.80	6,455	9,578.7	694	326,990	346,356	96.69	5.00	7.42	0.54	268
	12	2,716.63	106.33	198.72	305.05	21	21,824.8	1,399	605,090	421,108	112.29	0.01	8.03	0.51	155
	1	3,169.21	89.96	233.42	323.38	4,719	24,375.3	1,482	706,790	435,948	102.04	1.49	7.69	0.47	138
	2	2,744.51	103.00	233.31	336.31	2,961	21,717.4	1,342	618,410	401,876	122.54	1.08	7.91	0.49	146
	3	1,447.24	71.34	123.92	195.26	2,116	12,211.4	807	331,850	386,719	134.92	1.46	8.44	0.56	267
合計		28,296.85	1,029.44	2,197.64	3,227.08	31,357	223,638.1	13,967	6,350,340	4,771,269	—	—	—	—	—
平均		2,358.07	85.79	183.14	268.92	2,613	18,636.5	1,164	552,350	397,606	118.00	1.25	7.92	0.51	184
令和6年度	4	2,950.91	111.27	213.42	324.69	0	24,015.4	1,769	964,540	412,091	110.03	0.00	8.14	0.60	140
	5	2,783.17	95.95	238.83	334.78	1,929	22,426.6	1,825	857,280	416,145	120.29	0.69	8.06	0.66	150
	6	2,522.71	90.22	154.52	244.74	8,938	19,616.6	1,729	723,380	403,548	97.01	3.54	7.78	0.69	160
	7	3,455.58	85.28	227.97	313.25	325	24,093.5	1,892	1,018,420	454,357	90.65	0.09	6.97	0.55	131
	8	2,425.48	100.22	174.37	274.59	2,064	16,888.7	1,436	656,700	419,046	113.21	0.85	6.96	0.59	173
	9	3,014.16	83.90	211.76	295.66	2,037	21,546.9	1,407	889,070	414,403	98.09	0.68	7.15	0.47	137
	10	1,031.80	84.29	133.80	218.09	3,343	7,941.5	838	268,650	335,235	211.37	3.24	7.70	0.81	325
	11	3,023.49	79.41	201.15	280.56	1,641	22,969.2	1,525	977,390	411,396	92.79	0.54	7.60	0.50	136
	12	2,953.44	120.80	261.17	381.97	116	21,746.9	1,400	900,980	429,912	129.33	0.04	7.36	0.47	146
	1	1,937.39	94.64	163.38	258.02	1,717	14,436.5	1,377	483,400	415,422	133.18	0.89	7.45	0.71	214
	2	1,963.14	58.35	121.48	179.83	5,298	14,889.2	1,190	590,160	376,866	91.60	2.70	7.58	0.61	192
	3	2,363.94	74.09	164.89	238.98	4,346	18,600.2	1,537	758,480	396,850	101.09	1.84	7.87	0.65	168
合計		30,425.21	1,078.42	2,266.74	3,345.16	31,754	229,171.2	17,925	9,088,450	4,885,271	—	—	—	—	—
平均		2,535.43	89.87	188.90	278.76	2,646	19,097.6	1,494	610,680	407,106	115.72	1.26	7.55	0.61	173

第４節　環境基準

１　公害防止条件

（１）排出ガス

ばいじん濃度	0.02g/㎥N以下	(O_2＝12%換算)
塩化水素濃度	43ppm 以下	(O_2＝12%換算)
硫黄酸化物排出量	30ppm 以下	(O_2＝12%換算)
窒素酸化物濃度	50ppm 以下	(O_2＝12%換算)
ダイオキシン類濃度（排ガス中）	0.05ng-TEQ/N ㎥以下	(O_2＝12%換算)

（２）騒音

定格負荷時に敷地境界線上で、既設の騒音基準値は以下のとおりである。

朝	(6：00～ 8：00)	55dB 以下
昼間	(8：00～18：00)	60dB 以下
夕	(18：00～22：00)	55dB 以下
夜間	(22：00～ 6：00)	50dB 以下

（３）振動

定格負荷時に敷地境界線上で次の基準値以下とする。

昼間	(8：00～20：00)	60dB 以下
夜間	(20：00～ 8：00)	55dB 以下

（４）悪臭

敷地境界線上において下記に示す悪臭物質濃度以下とする。

臭気濃度	2.5 以下	
アンモニア	1	ppm 以下
メチルメルカプタン	0.002	ppm 以下
硫化水素	0.02	ppm 以下
硫化メチル	0.01	ppm 以下
二硫化メチル	0.009	ppm 以下
トリメチルアミン	0.005	ppm 以下
アセトアルデヒド	0.05	ppm 以下
プロピオンアルデヒド	0.05	ppm 以下
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	ppm 以下
イソブチルアルデヒド	0.02	ppm 以下
ノルマルバレルアルデヒド	0.009	ppm 以下
イソバレルアルデヒド	0.003	ppm 以下
イソブタノール	0.9	ppm 以下
酢酸エチル	3	ppm 以下
メチルイソブチルケトン	1	ppm 以下

トルエン	10	ppm 以下
スチレン	0.4	ppm 以下
キシレン	1	ppm 以下
プロピオン酸	0.03	ppm 以下
ノルマル酪酸	0.001	ppm 以下
ノルマル吉草酸	0.0009	ppm 以下
イソ吉草酸	0.001	ppm 以下

2　環境保全

公害関係法令及びその他の法令などに適合し、これらを遵守し得る構造・設備とする。

特に以下の事項については計画基準及び仕様書に明示した基準を満足するように行う。

ア　煙突より排出するばい煙

イ　ごみ及びごみ汚水等より発生する臭気

ウ　各機器より発生する騒音、振動

3　安全衛生管理

運転管理における安全の確保（保守の容易さ、作業の安全、各種保安装置及び必要な機器の予備の確保、バイパス、バルブ等の適所への設置など）に留意する。

また、関係法令に準拠して、安全、衛生設備を完備するほか、作業環境を良好な状態に保つことに留意し、換気、騒音防止、必要照度の確保、ゆとりあるスペースの確保に心がける。特に機器等で室内騒音が約 80dB を超えると予想されるものについては、機能上及び保守点検上支障のない限度において、防音対策を施す。

4　現状の排ガス

現施設の令和４(2022)年度から令和６（2024）年度までの３年間の排ガスの状況を以下に示す。

令和４（2022）年度

項目 ＼ 測定年月日		公害防止基準値	5月19日		8月19日		12月15日		2月9日	
			1号	2号	1号	2号	1号	2号	1号	2号
排ガス水分	(%)	—	21.5	20.8	19.1	22	21.3	19.4	23.4	23.7
排ガス量（湿り）	(㎥N/h)	—	16,100	17,400	17,300	16,300	15,200	16,100	16,200	16,500
排ガス量（乾き）	(㎥N/h)	—	12,600	13,800	14,000	12,700	12,000	13,000	12,400	12,600
排ガス温度	(℃)	—	197	192	204	196	198	190	194	194
排ガス酸素濃度	(%)	—	10.6	8.9	11.1	9.3	9.1	10.7	9.2	10.0
ばいじん	12%換算値 (g/㎥N)	0.02以下	0.002	0.001	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満
硫黄酸化物	排出量 (㎥N/h)	—	0.125	0.075	0.046	0.093	0.077	0.098	0.100	0.126
	濃度 (ppm)	30以下	9.9	5.4	3.3	7.3	6.4	7.5	8.1	10
窒素酸化物	12%換算値 (ppm)	50以下	22	23	24	29	33	18	27	27
塩化水素	12%換算値 (mg/㎥N)	70以下	13	13	12	18	9	7	9	9
ダイオキシン類	12%換算値 (ng-TEQ/㎥N)	0.05以下	0.0013	0.000063	0.0000054	0.00047	0.00011	0.000083	0.000090	0.00018

令和５（2023）年度

項目 ＼ 測定年月日		公害防止基準値	5月19日		8月18日		12月15日		2月16日	
			1号	2号	1号	2号	1号	2号	1号	2号
排ガス水分	(%)	—	22.2	23.7	21.4	21.3	18.5	17.8	19.4	17.1
排ガス量（湿り）	(㎥N/h)	—	15,300	17,300	15,300	16,700	15,500	16,300	17,000	18,200
排ガス量（乾き）	(㎥N/h)	—	11,900	13,200	12,000	13,100	12,600	13,400	13,700	15,100
排ガス温度	(℃)	—	200	197	200	194	200	193	200	193
排ガス酸素濃度	(%)	—	8.8	10.7	8.8	9.8	9.5	10.3	10.1	10.6
ばいじん	12%換算値 (g/㎥N)	0.02以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満
硫黄酸化物	排出量 (㎥N/h)	—	0.262	0.158	0.074	0.010	0.164	0.147	0.034	0.181
	濃度 (ppm)	30以下	22	12	6.2	0.8	13	11	2.5	12
窒素酸化物	12%換算値 (ppm)	50以下	28	12	21	18	29	20	26	25
塩化水素	12%換算値 (mg/㎥N)	70以下	20	20	7	6	12	9	4	8
ダイオキシン類	12%換算値 (ng-TEQ/㎥N)	0.05以下	0.00018	0.0021	0.00041	0.00078	0.00017	0.00019	0.0012	0

令和６（2024）年度

項目 ＼ 測定年月日		公害防止基準値	5月17日		8月23日		12月20日		2月21日	
			1号	2号	1号	2号	1号	2号	1号	2号
排ガス水分	(%)	—	21.2	20.8	20.9	20.3	18.5	17.3	18.2	17.0
排ガス量（湿り）	(㎥N/h)	—	17,700	17,600	17,700	18,100	15,900	16,800	15,600	16,300
排ガス量（乾き）	(㎥N/h)	—	13,900	13,900	14,000	14,400	13,000	13,900	12,800	13,500
排ガス温度	(℃)	—	206	200	202	196	197	193	202	194
排ガス酸素濃度	(%)	—	9.2	10.9	8.7	10.1	9.4	9.4	9.1	10.4
ばいじん	12%換算値 (g/㎥N)	0.02以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満
硫黄酸化物	排出量 (㎥N/h)	—	0.139	0.129	0.062	0.108	0.077	0.132	0.108	0.100
	濃度 (ppm)	30以下	10	9.3	4.4	7.5	5.9	9.5	8.4	7.4
窒素酸化物	12%換算値 (ppm)	50以下	14	14	29	21	26	22	44	21
塩化水素	12%換算値 (mg/㎥N)	70以下	14	8	7	14	7	20	11	17
ダイオキシン類	12%換算値 (ng-TEQ/㎥N)	0.05以下	0.000029	0.00049	0	0	0.00027	0.00067	0.0013	0.0036

第５節　施設機能の確保

１　適用範囲

本仕様書は、本工事の基本的内容について定めるものであり、本仕様書に明記されない事項について、また本工事の目的達成のために必要な設備、装置の性能を発揮させるため、もしくは業務の性質上当然必要と思われるものについては協議するものとする。

２　疑義

本仕様書、設計図書または業務施工中に疑義の生じた場合には、その都度書面にて本組合と十分な協議を行い、その指示に従うとともに、内容を十分に了解した上でその記録を保存するものとする。

３　変更

（１）本仕様書に適合しない箇所が発見された場合及び設計図書によっては、本施設の機能を全うすることができない箇所が発見された場合、設計図書に対する改善変更については協議するものとする。

（２）施工中、設計図書に対し、部分的変更を必要とする場合には、機能及び維持管理上の内容が下回らない限度において、本組合の指示または承諾を得て変更することができるものとする。

（３）その他、本工事にあたって変更の必要が生じた場合は、本組合の定める契約条項によるものとする。

４　性能と規模

本施設に採用する設備、装置及び機器類は、本工事の目的達成のために必要な能力と規模を有し、かつ管理的経費の節減を十分考慮したものとする。

第６節　工事範囲

本仕様書に定める工事範囲は、焼却設備の点検、整備、補修、改造、改良、更新、撤去に係る設計から現場作業、試運転及び引き渡しまでに必要な工事の他、資材の検査、官公庁に係わる手続、また工事着手から完成引き渡しまでに係る一切の費用を含むものとする。

第７節　材料及び機器

1　使用材料及び機器は全てそれぞれ用途に適合する欠点のない製品で、かつ全て新品とし、日本工業規格（JIS)、電気学会電気規格調査会標準規格（JEC)、日本電気工業会標準規格（JEM)、日本水道協会規格（JWWA)、空気調和・衛生工学会規格（HASS)、日本塗料工業規格（JPS）等の規格が定められているものは、これらの規格品を使用する。なお、本組合が指示した場合は、使用材料及び機器等の立会検査を行うこととする。

2　特に高温部に使用される材料は耐熱性に優れたものを使用し、また、酸、アルカリ等腐食性のある条件下で使用される材料についてはそれぞれ耐酸、耐アルカリ性を考慮した材料を使用する。

3　使用する材料及び機器は、過去の実績、公的機関の試験成績等を十分検討の上選定し、極力メーカを統一し、また、既設の使用機器メーカとの統一にも努めることとする。

4　施工にあたっては特許権等を尊重し、特許権侵害を行わないこと。また、類似品の使用は一切認めないものとする。

第８節　試運転及び保証事項

1　試運転

（1）試運転の実施において支障が生じた場合は、本組合と受注者の両者で現場の状況を把握、判断し、本組合より指示するものとする。受注者は、試運転期間中の運転記録を作成し、提出するものとする。

（2）この期間に行われる調整及び点検には、本組合の立会を要し、発見された補修箇所については、その原因及び補修内容を本組合に報告するものとする。

2　保証事項

（1）責任施工

本施設の処理能力及び性能は全て受注者の責任により確保する。また、本仕様書及び設計図書に明示されていない事項であっても、性能を発揮するために当然必要なものは、本組合の指示に従い、受注者の負担で施工するものとする。

なお、本工事は各設備の正常な機能を保持し、最大限有効に発揮されることを目的とした工事であるため、機器の更新、改造及び修繕に伴って既存設備に不具合が生じないような施工を行うこと。なお、本工事に伴って既存設備に不具合が生じた場合には、受注者の責任と負担において改善、変更を行うこととする。

（2）性能保証事項

ア　ごみ処理能力

計画時及び現況のごみ質の範囲内で１炉当り 60t/24h の処理実績である。

イ　燃焼温度

900℃以上（燃焼室ガス温度）

ウ　排ガス基準

ばいじん濃度	第４節の規定する基準値以下
塩化水素濃度	第４節の規定する基準値以下
硫化酸化物排出量	第４節の規定する基準値以下
窒素酸化物濃度	第４節の規定する基準値以下
一酸化炭素濃度	第４節の規定する基準値以下

エ　ダイオキシン類濃度

排ガス中　　第４節の規定する基準値以下

オ　騒音及び振動

定格負荷運転時において、敷地境界線上で第４節の規定する基準値以下

カ　悪臭

定格負荷運転時において、敷地境界線上で第４節の規定する基準値以下

第９節　保証期間

本施設の保証期間は、全ての工事（2 炉目完成）が完了し、設備の正式引渡しの日より 1 年間とする。

保証期間中に生じた設計、施工及び材質、並びに構造上の欠陥による全ての破損及び故障等は、速やかに補修、改造、または取替を行う。ただし、本組合側の誤操作及び天災等の不測の事故に起因する場合はこの限りではないものとする。

第 10 節　提出図書

１　関係官庁届出書

受注者は、関係法令に基づく、それぞれの届出手続きを行うこと。

２　工事関係図書

受注者は、工事着工に際して、本組合が指示する次の図書を提出すること。

ア　着手届

イ　工事工程表

ウ　現場代理人及び主任技術者等通知書

エ　課税事業者届出書

オ　工事完成通知書

カ　工事目的物引渡し通知書

3　完成図書（工事施工後に提出）

受注者は、工事竣工に際して、本組合が指示する次の完成図書を提出すること。

なお、提出部数は１部とする。

ア　工事報告書

イ　点検・整備・作業報告書

ウ　単体機器試験成績書

エ　検査成績書

オ　校正証明書

カ　各種工事写真及び完成写真

キ　各性能保証書

第２章　工事仕様

第１節　共通仕様

本工事において機器の更新、改造、新設を行うにあたっては、架台、架構及び階段、手摺り等の変更を行うこととなる。そこで、以下の共通事項に基づき工事を行うこと。

１　各設備共通事項

（１）点検通路等

日常運転及び保全のため、塔槽類本体、機器・配管等の周囲に歩廊、階段、点検作業台を配置し、点検、補修作業に十分な空間を確保すること。

（２）階段の傾斜面等

階段の傾斜角は原則として 40 度以下とし、蹴上げ、踏面積は極力統一すること。

階段の高さが 4m を超える場合には、適宜踊り場を設けること。

（３）歩廊及び階段の手摺り等

歩廊及び階段の両側に側壁又はこれに代わるものがない場合には、手摺りを設けること。

（４）床材

保守点検・操作部　　歩廊はグレーチングを原則とすること。

作業床部等　　必要箇所はチェッカープレートとすること。

（５）照明・採光

平常の運転に支障のない十分な明るさを確保し、運転管理環境を良好に保つこと。

（６）保温・防露・防熱対策

機器及び配管等について必要に応じて以下の対策を施すこと。

ア　高温となる箇所には標識等を施すとともに、内部ライニング、断熱被覆を施工すること。

イ　人が触れ火傷をする恐れがある箇所については、防熱施工をすること。

ウ　凍結の恐れがある箇所については、適切な保温施工をすること。

（７）塗装

塗装については、耐熱、耐薬品、防食、耐塩害、配色等を考慮して計画し、下塗り２回、中塗り１回、上塗り１回以上を目安とする。なお、仕上げ色については、本組合と協議すること。

（８）配管

配管について、勾配、保温、火傷防止、防露、防振、電食等を十分考慮し、詰まりが考えられる流体の配管に対しては、掃除が可能な構造とすること。また、流体方向等の識別が出来る表示をすること。

（９）その他

ア　塔槽類のドレン抜きノズル、排水用ノズル、ポンプのグランドシール部ドレン受けにはドレン弁を設置すること。

イ　弁類は容易に操作できる位置に取り付け、開閉及び方向の判別ができるようにすること。

ウ　要所にはエキスパンションジョイント、フレキシブルホースを設置すること。

2　安全対策

（1）高所作業対策

ア　高所にある機器の周囲には転落防止柵を設け、その構造は手摺りに準じること。

イ　高所作業床は十分な広さを確保し、手摺りを設置すること。また、安全帯、転落防止ネット等を取り付けるフックを設置すること。

（2）作業用踏み台の設置

上部に点検、操作部がある設備には、不安定な姿勢で作業を行わないで済むような適切な踏み台を設置すること。

（3）足場組立場所の確保

設備の補修時において足場を組み立てる必要がある箇所には、原則として他の装置を設置しないような配置とすること。

（4）保守点検用タラップ等の設置

ア　ピット及び水槽には、ステンレス製タラップ又は着脱可能なアルミ製梯子を設けること。

イ　水槽天井部マンホール付近には安全フックを設けること。

（5）稼動部の保護

機器の作動部分（回転部、可動部、突起部）には覆いをし、危険箇所等には必要に応じて彩色を施し、標識を設置すること。

（6）安全標識の設置

ア　関係者以外の者が立ち入ることが危険な場所、作業者への注意を喚起する必要がある場所には、標識を設置すること。

イ　薬品類及び危険物注入口には、品名、注意事項を記載した表示板を設置すること。

（7）有害ガスの発生及び酸素欠乏場所での対策

ア　内部の清掃、補修及び点検作業が必要なピット、槽類には可搬式通風装置が設置できるφ500㎜以上のマンホールを必要数設置すること。

イ　酸欠、ガス中毒の危険がある場所への立ち入り箇所には、安全帯用フック及び作業者心得表示板を設置すること。

3　作業環境の維持

作業環境の維持のため以下の対策を施すこと。

（1）建屋内には必要に応じて換気及び空気調和設備を設け、作業環境を良好に保つこと。

（2）ガス、粉じん、蒸気等を発散する場所には、その拡散を防ぐための遮断設備又は換気設備を設けること。

（3）著しい騒音を発生する高速回転機器類は、騒音の伝播を緩和させるために必要に応じた隔室、防音室等を設けること。

（4）振動を発生する機器類は、振動の伝播を緩和させるため、防振ゴムや堅固な独立した基礎上に設置する等の措置をすること。

（5）悪臭が発生する場所には、換気設備又は消臭設備、脱臭設備を設置すること。

（6）薬品類を取り扱う場所、埃や粉じんが多い場所には散水装置を設置し、排水設備を設けること。

4　防災対策

建築基準法、消防法、労働安全衛生法等の関係法令に準拠した設計とし、次の点を考慮した計画とすること。

（１）指定数量以上の燃料、油脂類等の危険物は、危険物貯蔵庫に格納すること。

（２）液状の酸及びアルカリ薬品貯槽及び燃料タンク等については、必要な容量の防波堤を設置すること。

（３）電源や計装用空気源が絶たれた時に、各バルブ、ダンパの開閉動作方向がプロセスの安全サイドに働くようにすること。

5　機器の設置条件

機器類の設置については、以下の点を考慮すること。

（１）動線を十分考慮した作業に支障のないスペースを確保すること。

（２）機器、配管の設置にあたっては、点検修理及び取り替えを行うのに必要な空間と通路を確保すること。

（３）装置に取り付けるドレン管及び排気管は、操作の容易な箇所に取り付けること。

（４）機器類の潤滑油排出部には弁又はプラグを取り付け、オイル受けパンを設置すること。

（５）ポンプ類は必要に応じて、仕切弁、逆止弁、圧力計、空気抜弁、ドレン弁、軸継手保護カバーを装備するものとすること。

（６）Ｖベルト、チェーン類には伸び調整装置を取り付けること。

（７）Ｖベルト、チェーン類には安全カバーを取り付けること。

（８）回転部分には回転方向を示す矢印を表示すること。

（９）槽類には必要に応じて直視液面計を設置すること。

(10) マンホール、点検口等は、極力ワンタッチ開閉方式とすること。

(11) 装置の運転調節を自動あるいは遠方から操作するものは、必要に応じて現場操作ができるようにすること。

(12) 装置類への昇降方法は、原則として階段方式又は梯子方式とすること。

(13) シュート類は、閉塞し難い構造とし、万一閉塞した場合に備え、解除用のマンホール等を設置すること。

(14) コンベア等の機側には、緊急停止装置を設けること。

(15) 高周波対策及びフリッカ対策を講じること。

6　その他

本仕様書と異なる設備仕様を提案する場合、その理由書及び実績書等を添付し、本組合の承諾を得ること。

第２節　設備

以下の装置、機器に関し、点検、整備及び機器、部品等の取替を行う。

仕様等については、添付図面及び設計書（金抜き）を参照するものとする。なお、添付図面は主要部分を示すものであり、各部詳細については、現地において各種図書類の閲覧と現地調査を踏まえるものとする。

また、本文中にある「点検」、「整備」、「補修」、「改造」、「改良」、「更新」、「撤去」の文言は、概ね以下の意である。

点検：既設設備、機器等について性能上問題がないか確認すること。
整備：装置内にある部材交換及び部品交換を行い、低下した機能をもとに戻すこと。
補修：新たな部材によって、低下した機能をもとに戻すため取替、修繕を行う。
更新：既設装置を撤去し、新設装置を設置すること。
改造：現施設の各種課題を精査し、既存装置を適切な形で再生させること。
改良：現施設の各種課題を精査し、既存装置を適切な形で改善すること。
撤去：現施設の各種課題を精査し、必要のなくなった既存装置を除去すること。

１　受入供給設備

１）可燃性粗大ごみ破砕機

（１）可燃性粗大ごみ破砕機点検整備

可燃性粗大ごみ破砕機について、点検整備を行う。

２　燃焼設備

１）火格子

（１）１号炉火格子点検整備

１号炉火格子点検整備について、以下の点検整備を行う。

炉壁及び火格子上下清掃
ホッパーシュート清掃
乾燥火格子点検調整
燃焼火格子点検調整
グレートカッタ点検調整
後燃焼火格子点検調整
燃焼完結装置点検調整
火格子他部品取替
摺動部修正

（２）２号炉火格子点検整備

２号炉火格子点検整備について、以下の点検整備を行う。

炉壁及び火格子上下清掃
ホッパーシュート清掃

乾燥火格子点検調整
燃焼火格子点検調整
グレートカッタ点検調整
後燃焼火格子点検調整
燃焼完結装置点検調整
火格子他部品取替
摺動部修正

2）油圧装置

（1）１号炉油圧シリンダ点検整備

１号炉油圧シリンダについて、部品交換及び点検整備を行う。

（2）２号炉油圧シリンダ点検整備

２号炉油圧シリンダについて、部品交換及び点検整備を行う。

3）焼却炉本体

（1）１号炉 炉内耐火物補修

１号炉 炉内耐火物について、事前に点検検査を行い、点検により確認された部分の補修を行う。

（2）２号炉 炉内耐火物補修

２号炉 炉内耐火物について、事前に点検検査を行い、点検により確認された部分の補修を行う。

（3）２号炉 天井部汚水スプレー台管交換

２号炉 炉内天井部汚水スプレー台管について、補修を行う。

4）火格子下ホッパ

（1）１号炉火格子下ホッパ、灰落下管清掃パッキン交換

１号炉火格子下ホッパ及び灰落下管について、火格子下ホッパの清掃及び灰落下管のパッキン交換を行う。

（2）２号炉火格子下ホッパ、灰落下管清掃パッキン交換

２号炉火格子下ホッパ及び灰落下管について、火格子下ホッパの清掃及び灰落下管のパッキン交換を行う。

3　排ガス処理設備

1）バグフィルタ

（1）２号炉バグフィルタ点検整備

２号炉バグフィルタについて、点検整備を行う。

4　計装制御設備

1）計装用空気圧縮機

（1）№１・№２計装用空気圧縮機更新

№１・№２計装用空気圧縮機を更新する。

以　　上